

平成十八年政令第百六十三号

独立行政法人国立文化財機構法施行令
内閣は、独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）第五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号。以下「法」という。）第五条第五項の評価委員は、必要な都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。
- 2 財務省の職員 一人
- 3 文部科学省の職員 一人
- 4 独立行政法人国立文化財機構の役員 一人
- 5 学識経験のある者 二人

- 2 法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一一致によるものとする。
- 3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

（平成一九年三月三〇日政令第一〇号）抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年九月二七日政令第二六六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年十月一日から施行する。